

国指定沖ノ島鳥獣保護区  
沖ノ島特別保護地区

指定計画書(環境省案)

平成15年8月27日

環 境 省

## 1 保護に関する指針等

### (1) 特別保護地区の名称

沖ノ島特別保護地区

### (2) 特別保護地区の区域

国指定沖ノ島鳥獣保護区のうち、沖ノ島(沖ノ島漁港(昭和26年10月農林省告示第369号)の区域のうち、西防波堤基部から水際線に垂直に引いた線以西の区域及び東防波堤基部から水際線に沿って東方242メートルの点から水際線に垂直に引いた線以东の区域を除いた区域を除く。)並びに小屋島、御門柱及び天狗岩の区域。

### (3) 特別保護地区の存続期間

平成16年3月31日から平成35年10月31日まで(19年7ヶ月間)

### (4) 特別保護地区の保護に関する指針

#### ① 国指定鳥獣保護区の指定区分

集団繁殖地の保護区

#### ② 特別保護地区の指定目的

当該地域は、福岡市の北北西約80kmの沖合の玄界灘に位置し、沖ノ島本島及びその周辺に散在する小屋島、御門柱及び天狗岩の岩礁からなる。当該地域においては、沖ノ島本島に数名が居住するだけで、人間活動による鳥類への影響が少なく、ヒメクロウミツバメやカンムリウミスズメ(以上、「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物—レッドデータブック—鳥類(環境省編)」において絶滅危惧Ⅱ類)、オオミズナギドリなどの海鳥類の重要な集団繁殖地となっている。また、猛禽類のハヤブサ(同絶滅危惧Ⅱ類)やウミネコ、アマツバメなどの多様な鳥類の生息が確認されている。

このように、当該地域は、特に海鳥類の生息・繁殖にとって重要な場所であり、その全域が海鳥類の集団繁殖や生息の場として重要なことから、その全域を鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に基づく特別保護地区に指定し、海鳥類をはじめとする鳥類の繁殖地及び生息地の保全を図るものである。

#### 管理方針

- ・当特別保護区内には、数名が居住するだけで、元来人間活動による影響が少なく、海鳥の集団繁殖地として重要なことから、集団繁殖地の環境は現状のまま保全することを基

本とする。

・沖ノ島本島は原生的な森林の状態が保たれ、「沖ノ島原始林」として国指定天然記念物に指定されていることから、特別保護地区の管理に当たっては、関係機関とも連携を図りつつ、鳥類の生息地の適正な保全を図る。

## 2 特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 94ha

### 内訳

#### ア 形態別内訳

林 野	94 ha
農耕地	— ha
水 面	— ha
その他	— ha

#### イ 所有者別内訳

私有地等	94 ha	〔	制限林地	89 ha	—	保安林	89 ha
			その他	5 ha			

#### ウ 他の法令(条例を含む)による規制区域

福岡県環境保全条例による地域	93ha	〔	福岡県自然環境保全地域普通地区	—ha
			福岡県自然環境保全地域特別地区	93ha

文化財保護法による地域	91ha	国指定天然記念物「沖ノ島原始林」	91ha
-------------	------	------------------	------

## 3 指定区域における鳥獣の生息状況

### (1) 当該地域の概要

#### ア 特別保護地区の位置

当該地域は、福岡市の北北西約80kmの沖合の玄海灘に位置し、沖ノ島本島の南約1kmには小屋島、御門柱及び天狗岩の岩礁が散在している。

#### イ 地形、地質等

沖ノ島は、東西約1.5km、南北約1km、周囲4kmの紡錘形を呈し、北東から西南方向の島の長軸に沿って、沖ノ島灯台の立つ一ノ岳(243.6m)を主峰として、二ノ岳、三ノ岳(170m)の丘陵が低く連なる。これら分水嶺の東南側は急傾斜の崖となっており、その下に崩落

した岩壊や土砂がたまり、海岸斜面を形成している。海岸近くには湧水が見られる。海岸線は巨岩の累積した荒磯と海食崖からなる。

地質は大部分が石英斑岩からなる。

#### ウ 植物相の概要

当該地域は、対馬暖流の影響を受け気温が高く、西日本特有のタブを主とした暖帯林（照葉樹林帯）が形成され、特に北西側及び南側は、タブを主として、ホルトノキ、ヤブニッケイ、ナタオレノキ、ホソバタブなど高木層が占め、林内では、アオキ、ヤブツバキ、イヌビワ、ハマビワ、マサキなどが低木層を形成している。下層植生はムサシアブミ、ノシランなどの海岸性のもので占められる。

東南側の海岸斜面では、この島独特の草原が形成され、ハチジョウススキを主として、ニオウヤブマオやハマウド、キクタニギク、クサフジなどが見られる。

島の北端の崖上にビロウが見られ、また、島南部にはオオタニワタリが生育し、自生の北限地となっている。

島全体が宗像大社の御神体島であることから、原生的な森林の状態が保たれており、「沖ノ島原始林」として、国の天然記念物に指定されている。

#### エ 動物相の概要

カンムリウミスズメ、ヒメクロウミツバメ（以上、絶滅危惧Ⅱ類）は小屋島北側海岸斜面上部のヒゲスゲの草地を、また、オオミズナギドリは沖ノ島のタブ、アカガシ、ホルトノキ、ヤブニッケイ、アオキ、ヤブツバキ等の樹木の茂る林内を、それぞれ営巣地として利用している。

沖ノ島本島において、ノネコやクマネズミ、ドブネズミの生息が確認されており、海鳥類の生息・繁殖への影響が懸念されている。

#### (2) 生息する鳥獣類

別表のとおり

#### (3) 当該地域の農林水産物の被害状況

当該地域には農耕地は存在せず、農業被害はない。また、林業及び漁業への被害も生じていない。

4 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

本特別保護地区内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより被害を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

5 特別保護地区の維持管理に関する事項

- 特別保護地区用制札 5本